

病院・老人ホーム対策特別委員会会議録

平成19年1月16日(月)

(開会) 10:02

(閉会) 11:26

○ 委員長

ただ今から、病院・老人ホーム対策特別委員会を開会いたします。

「議案第130号 平成18年度飯塚市養護老人ホーム運営事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 委員長

ただいまから病院・老人ホーム対策特別委員会を開会いたします。

「病院・老人ホーム対策について」を議題といたします。

筑豊労災病院に関する資料が提出されていますので、執行部の補足説明を求めます。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

おはようございます。それでは、筑豊労災病院の移譲にかかります基本協定案についての御説明をいたします。1ページをお願いいたします。11月30日に要望書を労働者健康福祉機構に提出いたしまして、内諾を得た後に協議を重ね、基本協定の案を作成しております。

基本協定の事項といたしましては、1つ、移譲の時期、資産の譲渡、現有機能の継続、移譲時期の入院患者の引き継ぎ、希望する職員の採用となっております。

内容でございますが、独立行政法人労働者健康福祉機構(以下甲という)と飯塚市(以下乙という)とは、筑豊労災病院の移譲に関して次のとおり基本協定を締結する。

まず、1の移譲時期でございますが、項は乙に対し平成20年4月1日をもって筑豊労災病院を移譲するものとしております。

2の資産の譲渡でございますが、甲は乙に対し筑豊労災病院の用に供されている資産について乙が別途利用計画書に上げる目的で利用するため、主務大臣の許可を受けた後に別途、失礼しました。認可を——受けた後にですね、別途締結する契約のとおり移譲とするものとしております。ここに上げております主務大臣とは厚生労働大臣、また別途締結する契約とは譲渡契約のことでございます。財務省より財産移譲の許可がおりまして、譲渡契約の締結をすることになります。

次に、3の現有機能の継続でございますが、乙が甲から移譲を受けて開設する新病院(以下新病院という)について、地方自治法第244条の2第3項に基づき指定するもの(以下丙という)に管理させるものとしております。ここでいう地方自治法第244条の2第3項とは指定管理者のことでございます。

次に、4の移譲時の入院患者の引き継ぎでございますが、乙は筑豊労災病院が現に有する診療機能について新病院において基本的に継続するとともに、平成20年3月31日現在筑豊労災病院に入院している患者について、患者の意向を踏まえ、新病院において引き継ぐものとしております。

5の、これは希望する職員の採用でございますが、乙は丙、指定管理者でございますが、に対して筑豊労災病院の職員であって新病院に再就職を希望するものについて、原則として採用させるものとしております。

この基本協定につきましては、平成19年1月31日に独立行政法人労働者健康福祉機構と飯塚市とで提携する予定でございます。

次のページをお願いいたします。譲渡希望物件および利用計画書の案でございます。

1の、譲渡希望物件としましては筑豊労災病院、所在地は飯塚市弁分字ケンショウ633の1、同字上ノ原614の1でございます。土地の面積につきましては3万8,834.39平米。

ここで、申しわけありません、建物の延べ面積でございますが資料では2万

3,071.77平米となっておりますが、機構からの資料に誤りがございましたのでここで訂正させていただきたいと思っております。延べ面積を1万9,569.27平米に訂正、もう一度申し上げます。1万9,590（発言する者あり）1万9,595.27平米でございます。1万9,595.27平米でございます。申しわけありません。訂正をよろしくお願いいたします。この面積につきましては、備考に上げておりますように附属施設および構築物を含むとなっております。

括弧の注意書きといたしましては、土地および建物の面積は労働者健康福祉機構の不動産台帳に基づくものであり、今後の実測により差異を生じることがあるとなっておりますが、この実測につきましては労働者健康福祉機構の方で行なうこととなっております。

2の利用計画でございますが、1の利用目的は飯塚市は独立行政法人労働者健康福祉機構から譲渡を受けた筑豊労災病院の物件を医療活動の用に供するとしております。

次に、(2)の具体的な用途につきましては、飯塚市は独立行政法人労働者健康福祉機構から譲渡を受けた筑豊労災病院の物件を筑豊労災病院の後医療確保に関する基本構想、平成18年11月30日の、これは要望書の提出のときに出した資料でございます。および筑豊労災病院の移譲にかかる基本協定、これは現在のこの協定書でございますが、平成19年1月31日に基づき飯塚市が開設する病院、職員宿舎等附属施設を含むの用に10年以上供するとしております。国の施設を払い下げの場合は、財務省の10年間施設を病院として供するということが通達がっております。

(3)の当該用途に供する日でございますが、平成20年4月1日病院開設日としております。

次の3ページをお願いいたします。今後のスケジュールでございます。ここに上げております中で、労働者健康福祉機構、それに指定管理者等の関係のスケジュールでございますが、1月31日に基本協定を締結いたしまして、6月から11月にかけては、労働者健康福祉機構の方で厚生労働省に対しまして財産処分の認可申請を行うこととなっております。

また、7月には決定いたしました指定管理者と市と労働者健康福祉機構の三者で基本的な事項の協議を行ないまして、8月には指定管理者と市で協定を締結する予定でございます。

下の方になりますが、11月には財産取得の仮契約、これは先ほど申しました譲渡契約を締結いたしまして、20年1月から3月にかけては県の方に病院開設の手続きを行ないまして、4月から病院の運営開始の予定でございます。

一番下の方になりますが、その他の欄の中で労働者健康福祉機構の方で筑豊労災病院の職員の再就職にかかる意向調査を8月から9月にかけて行なう予定でございます。それを受けまして、12月には指定管理者による職員の決定が行なわれる予定となっております。

以上で基本協定にかかります説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、ただいまの資料に対する質疑を含め、病院・老人ホーム対策についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 明石委員

この中で、一番関心があると思われまして譲渡の金額等の記載がありませんけど、これはどういう意味ですか。また、今後そういうものがどういう形で出されるか説明をお願いいたします。

○ 企画調整部長

今御質問の筑豊労災病院の金額の件でございます。これにつきましては、まず1月31日にこの基本協定を機構と締結いたしまして、その後いわゆる機構の方からこの筑豊労災病院の価格について厚生労働省の方にまず伺いがされます。厚生労働省はそれを受けまして、今度はいわゆる国の財産の管轄でございます財務省の方に価格の協議を行なっていきます。そういう流れで、厚生労働省と財務省でこの金額の決定が下された後に機構の方から正式に飯塚市の方に

価格の決定が下されるというような状況でございまして、今の段階ではまだ、いわゆる飯塚市としましては減額要望という形で機構にもお願いに参ってますし、厚生労働省にもお願いに参ってるところでございまして。

おおむね、この金額の決定は、厚生労働省の方からこの認可申請が決定されました後にこの正式な価格の決定が行なわれます。この価格の決定が契約書、この労災病院の譲渡契約の中に価格が織り込まれてくるというようなスケジュールになっておりまして、今の段階ではまだ金額は定まってないというのが状況でございまして。

○ 明石委員

それでは、例えば妥当な金額であればいいですけど、こちらが思っていないような金額が出た場合とかそういうものがあるかと思うんですけど、ここんとはこう、どういうふうにお考えですか。

○ 企画調整部長

そこらあたりは、今機構と厚生労働省の方に金額の件についてはいわゆる減額をしてほしいと、もちろん土地については旧穂波町が国の方に寄贈されてますので、これは当然返してください。あと建物と医療機器については、大幅な減額をしてくださいというような要望を今行なってる段階でございまして。

○ 明石委員

今までの経過の中で、労災病院が他の、飯塚だけじゃなくてほかの地域で譲渡したという経緯がありますよね。この金額等は参考程度にわかりますか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

一番先に労災病院の移譲を受けたところは栃木県の桂肺病院で、これ今現在独協大学が医療を行なっておりますが、これ県の方がまず機構から移譲を受けた中で、何億というよりも何10億という金額であったということは担当の方から前に、市の方の担当の方からお聞きしております。県の方が機構から受けた中で、またその市町村も、関係市町村、病院が少ないところでございますので関係市町村も何らかの財政支援を行ったというところはございます。

それと、あと今現在岩手労災、これ花巻市ですかね、そっちの方でことしの4月から機構から移譲を受けてそして病院を開設するようにはしておりますが、ここの金額として、もうインターネットに載っておりますが、土地はもともととうちと同じような花巻市の土地でありましたのでそれは無償と。建物、附属施設含めて大体2億5,000万円ぐらいの価格であると。ただ、施設の規模が岩手労災と筑豊労災は違います。筑豊労災の方が敷地面積も広くて建物も岩手労災より大きいということからしますと、金額的にはちょっと、はっきり申されませんが大体そういったところの金額になるのかなという予想はしております。以上でございまして。

○ 明石委員

そうしますと、例えばですよ2億5,000万円ぐらいで、仮にですよ仮、引き受けて、そのまま次の指定管理者に渡すという形になりますよね。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

移譲は市が受けまして、金額はまだ先ほど決まっておりますが、これは一応予定として起債の、いわゆる財産を購入することになりますので起債の申請を行なうように今、県の方とも今話を進めております。その金額を一応病院事業債にまず充てまして、もし合併しておりますので合併特例債が使えればまたそれに合併特例債を一部使いたいということで、本年の4月ごろからそういったところの申請に入る予定でございまして、先ほど金額まだ決定してございませんので、今後また県との協議を重ねていきたいと考えております。

○ 明石委員

ぜひとも、こういう財政の逼迫の中で飯塚市の負担にならないように、確実な交渉をお願いいたします。私の質問は終わります。

○ 平山委員

病院全般的なことでもちゅうことですから、ちょっと穎田病院のことについてちょっとお尋ねしたいことがあります。今、穎田病院はことしの3月に九大の先生たち全部引き上げるということで、去年から博愛会の先生たちも入って今一生懸命やりよるちゅうこと聞いたんですけど、そこでちょっと二、三日前ちょっと変なうわさを聞いたんですけど、それが本当かどうかちょっと確認しようと思って今から聞くんですけど、穎田病院の中の村井院長ですかね、病院長があと2年間何か延長して穎田病院に残るちゅうことを聞いたんですけど、それがちょっと事実かどうか聞いてみろうと思って今質問してます。

○ 病院局事務長

今、院長、村井院長でございますが、九大からということで今来ていただいております。それで、今回九大から医師が引き上げるという話の中で、それで病院医師が大分いなくなる関係でそれで今の院長を、まだ来年まで市立病院ということで存続しますので、もう1年病院に残っていただくということで今考えております。

それで、これにつきましては九大の教授の方にも話を持っていきまして、そうしますと九大の方は、九大からの派遣ということでなくて村井院長が自分の意志で残るという形の中で、来年1年間病院に残っていただけるということで、ということでございます。

○ 平山委員

それでは、2年ではなくて1年ちゅうことですね。そしたらその、2年後に無償で引き取る博愛会はそれぐらいの技量がないんですかね、先生たちをことしから入れるような、そこにちょっと自分も何か矛盾を感じたんですよね。今までは、九大の先生全部引き上げる、さあどうする、ねえ、さあどうしなくちゃいけないちゅう中で市長が一生懸命、本当に最初議員にも相談もなくぱっと新聞に打ち出してこういう形でいきたいちゅう中で、自分たち議員も、ああ本当に緊急な要することですからね、本当に市長も先を見て一生懸命やってくれよと。

その博愛会が今度無償で引き受けるちゅうことに関しても、執行部がこういう形でいきたいからそうさせくれんかちゅう中でこうなってきた審議の中で、何でその九大が引き上げた中でその院長があと1年残らないかん、その院長にさせな経営もできないんかなて自分は思うわけですけどね。そこのところ何か、どういうそのあれかちょっとようわかりませんが、説明ちょっとしてほしいんですけどね。博愛会の力があるのかなのかですよ。

○ 病院局事務長

博愛会が力ないとかいうことにはなくてございまして、来年1年は市立病院でございます。それで今まで、穎田時代から院長として勤務されてきております。それで、来年1年は市立病院でことで残りますもんですから、やはり今の病院の状況をよくわかってある先生が残っていただいた方がいいと形の中で、飯塚市の方から要請いたしまして1年を残っていただくという状況にしたのが事実でございます。

○ 平山委員

わかりました。また、● ●また、ちょっと何かもしありましたら● ●。（「マイクの」と呼ぶ者あり）。

○ 松本委員

ちょっと、労災病院もお尋ねをしたかったんですが、今穎田病院のお話がありまして院長先生がもう1年残られるということなんですが、病院の中身、機能として、九大の先生方がみんな引き上げられるそういった中でその、院長は1年おられるように御相談を市の方がされてということですが、病院としての機能、これはどうなんですか。1年間はやっていけるのかどうか、そのところをお尋ねします。

○ 病院局事務長

病院の機能の関係でございますが、これは診療科目ということで答弁させていただきますけ

れども、いわゆる今、来年の医師確保に向けましては、飯塚病院グループを中心に今、協議させていただいておりますけれども、基本的に今現在の内科医は院長を含め3名でございます。一応これは、3名は、院長1名と飯塚病院グループから2名という常勤で、来年に向けては調整をさせていただいてるところでございます。それから、今整形外科は常勤で1名来てありますけれども、この先生にも残っていただけるということで、あと外科、それから耳鼻科、眼科、これにつきましては現行どおりのこっていただきます。

それで、前回から松本委員の方から質問あっておりますけれども、小児科、これ、それから泌尿器科の問題、これにつきましては鋭意何とか、来年からでもということ強く要望しておりますけれども、飯塚病院といたしましても医師が余ってる状況でなくて非常に厳しい状況の中で、小児科医、泌尿器科については現段階では来年度はむりだという状況でございます。以上でございます。

○ 松本委員

飯塚病院ほどの大きい病院が、医師の確保が今現在難しいと。次は、飯塚病院系がされるわけですよね、受け継いで。なのにその、じゃあ来年からの医師の確保が難しいと。全然医療機関でないところが受けてするとかいうのであれば、そら医師の、先生の確保が難しかろうとか、中の運営がわからんだろうとかいうことがあろうと思うんですが、飯塚病院ほどの病院が後を受けてしようとされる中で、小児科医が、まあ不足してるということはわかりますけれどもね、飯塚病院も地域医療をどうするのかということの熱い思いの中で今回こういうふうな状況になっとるわけですよ。

私どもも、そういう思いで後医療を、後を引き受けてほしいという思いが皆さんおありなんだろうというふうに思うんですね。ですが、今現在も引き受けてない時期だからということなのかちょっとよくわかりませんが、医療に対して熱い思いを持っておられる、そこが、そういうことじゃ地域の皆さん方が安心して、ああ穎田病院が何らかの形で残っていくんだという安心感にはならないと思いますが、行政の方はそこんとこどんなふう考えてありますか。

○ 病院局事務長

小児科医の問題だけに絞って答弁させていただきますけれども、小児科医につきましては、現在松本委員の方から特別委員会の中で質問していただく中で、建設時までにはということで答弁させていただいた経過がございます。それで、何とか早い時期にていうことでは今飯塚病院グループとは要望しておりますけれども、19年度は今の段階では小児科医は飯塚病院も不足してる関係で派遣はできないという状況がもう現状でございます。

○ 松本委員

そのときも、新設時にという答弁が確かにございました。しかし、私としては、もちろん鋭意努力をさせていただいてるというふうに思いますが、じゃあほかの科目についても飯塚病院系がいいですよと、先生がいらっしゃらんのならうちの方から派遣して、1年間でも前のあれをやりましょうと。

今、飯塚病院の方からの協力もというふうに病院の方言われてますが、それは正確に教えていただけませんか。九大の先生が引き上げられる、元の、今おらっしゃる先生方がおっていただくようお願いをしている。じゃあ、飯塚病院系から何科の、何人の先生が来て頑張ろうとしていらっしゃるのか、お尋ねします。

○ 病院局事務長

内科系が、飯塚病院グループから常勤が2名でございます。常勤医師が2名でございます。それから整形外科、これはもともと飯塚病院からの紹介で来ていただいている先生で、来年度も飯塚病院から来ていただくということで、常勤が3名でございます。

それから、あと非常勤の関係になりますけれども、基本的には飯塚病院グループを中心ということで派遣をしていただけるということで、今お話を詰めさせていただいている状況でございます。

ます。それから、今検査技師、エコー、CT、それから内視鏡読影、これは一応よその病院の先生を来ていただけてますけども、これにつきましても飯塚病院の方から検査技師を派遣していただくということで協力をいただけるという状況でございます。

○ 松本委員

ちょっとわかりにくいんですが、今現在飯塚病院の方から内科医が2名ですか、これは今までと違う分野で、今までは来ておられなかったけれども今後の後医療のことのあれで飯塚病院から2名、そして整形からもう1名新たにちゅうことですか。もう1回、ちょっと言って。

○ 病院局事務長

内科医が、飯塚病院から常勤が2名でございます。それから、整形外科が1名でございます。今も1名ですけども、この方が引き続き来年も残られるということでございます。これ飯塚病院からでございます。

○ 松本委員

そうしますとね、常勤内科医が2名、整形が1名、これは前もおられた先生ということですか。今、今度新しく飯塚病院の方から派遣をされた先生ということですか。

○ 病院局事務長

新しい先生は、常勤の医師は内科医が2名でございます。

○ 松本委員

じゃ、飯塚病院系から内科医の先生が新しく2名、常勤で颯田病院の方に入られたと。あとについては、前おられた先生方が継続をしてそのまま残ってくださいというようなことでお願いをしていると。そして、科目については小児科が飯塚病院の方からも派遣が難しいので、小児科としては休診をせざるを得ないと、そういうことの解釈なんですがいいますか。

○ 病院局事務長

基本的にはそのとおりでございます。それで、今常勤のほかに非常勤で、今22名の非常勤の医師に来ていただいておりますけれども、これにつきましても基本的には今それぞれ来ておられる先生にお願いしておりますけれども、このあたりにつきましても、足りない部分につきましては飯塚病院の方から協力をさせていただくということで今協議を行っております。

○ 松本委員

非常勤が22名おられる中でも、足りない医師については飯塚病院の方が派遣をしてほしいところからもお願いをするし、飯塚病院の方もできるだけことはしましようということで今それは協議中と、22人の確保ができたというふうなことではないということですよ。

そうしますと、私がさっき申し上げるように小児科の先生が少ないとかいろいろあると思いますが、病院として医療を考える中でね、もちろん飯塚病院の方も先生が足りないと言われてるのに何でこちらへ回さんかみたいな話はないと思うんですが、そのところはね、もうちょっと、その後はここを引き継いででしょうかといわれるところですよ。

それについては、やっぱりもう少し行政、お願いはしていらっしゃるんだろうと思うんですが、地域住民の安心という部分からするとまだまだ努力が、足りないという大変言葉が悪いんですが、私どもとしてはそういうふう感じざるを得ないんですがどうですか。どうですかと言われても難しいですとしかおっしゃるのんだろうと思うんですが、なかなかそれは住民の皆さん方ね、安心してああよかったなというふうにならんのかなじゃないか。じゃあ、新しくなったらああよかったなというふうになれるのかなという不安がついてくるわけですよ。そのところどうなんでしょうか。

○ 病院局事務長

それで、今患者さん、それからその地域住民の方につきまして、そのあたりを踏まえた中で今後意向調査もやっていかないかと思っておりますけれども、今入院患者、それから外来患者を中心に今意向調査を行なってる状況でございますが、基本的に今の段階の中では病院が残

ったということで安心してあるという形のものは、意見は多く出ておりますけれども、ただいま言われるその足りない部分という分につきましては、今後も飯塚病院グループと強く要望を行なっていきたいというふうには思っております。以上でございます。

○ 松本委員

今、病院が残ったからああよかったと思ってあるだろう、それは病院の中身が機能してから皆さんが思うことなんです。ただ病院だけ残してもらって、あっこも休み、ここもあけてりません、ここもできません、先生がおりません、飯塚病院ですが、大きい病院ですが先生のあれが派遣ができません、そんなことだったら残す必要はないんですよ。あなた、箱物だけあってですよ、中身が稼働せんというんやったら、住民の不安はなお募るじゃないですか、あそこは病院ちゃ、何か病院はあるけれども中身は全然休みなんよねち、休診なんよね。私どもはどこさ行ったらいいっちゃろうかという話にしか当然ならんと思う。

だから、後を継ぐのにそういった、病院が本当に後のことを考えてやっていただけるのかというのがこの委員会の中でも十分論議になった的じゃないですか。それなのにですよ、いや病院が残るといふことだから安心、そういうことじゃ地域の皆さん全然納得がいかんのかないかなと思えますがね。どうでしょう。

○ 病院局事務長

委員言われるところ十分理解できますけれども、今休診は小児科、それから泌尿器科でございます。このあたりにつきましても、今委員が指摘されておられますように今後飯塚病院グループと強くそのあたりの要望をして、何とか早い時期に再開していただけるように、医師を派遣していただくように要望してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○ 坂平末雄委員

あのね事務長、あなたが答弁しとるのは全く絵にかいたもちなんです。だから、言うようにその過去の颯田病院の医療、それと今からあなたたちが考えている医療、これの比較対照表なりつくってね、それと、もう1月ですよ。もうすぐ4月が来るんですよ。その中において、今まだ検討中ですかねそういうことじゃ間に合いませんよ。だから、現実を見なきゃ。もう少し。ね。だから、後医療を飯塚病院グループに任せるんであれば、積極的に今後どうなるのかということ目の前にもう来てるんですよ、4月1日ちゅうのは。だから、そういうことを自分なりにきちっと整理をして、もう少し積極的に計画性を持って資料を提出してください。

だから、今あなたの中の頭の中だけでね考えてることを言葉に出して言われても、私どもも1回1回聞くたびにそういう状況が変わってくれば不信感を抱きます。だから、過去の、例えばあなたたちが予算を組むときに外来患者がどのくらい、入院患者がどのくらいという計画立てるわけでしょう。それに対して医者がどのくらいと、いなきゃ稼働しないという計画をきちっと立てて説明をしていただかんことにはわかりませんよ。それは、あなたたちは、あなたは事務長としてそれ専属でその仕事に携わってるわけや。我々は、それを口頭でね今ぼんと聞いたって、実際に可能かどうかという整理はできません。

だから、そういう比較対照表なりつくってね、これがこういうことだからこれで可能ですよとか、ね、今病院の、飯塚病院グループとこういうふうな交渉で見通しとしてはどういふふうになってますと。今から精力的にお願いをしたり協議をするということでは間に合いませんよ、正直言いまして。ね。だから、医者というのは特殊な職種ですから、どこでもそのあたりにおるといふことではないんですからね、そのあたりを十分認識してください。だから、比較対照表なりをつくって提出していただきたいと思います。

○ 委員長

坂平委員にお尋ねをいたします。委員長から。今の資料の関係ですが、もう少し、より改めて具体的に比較対照の中身を。

○ 坂平末雄委員

今まで颯田病院というのは町立病院、これに対する外来患者、計画予算を組むときに立ててますよね。それに対するその医者の数、そういったものをきちっとあなたたち計画立ててるわけですよ。今言われるその、今現在医者が不足しとるとということに対して、どのぐらいの外来患者を見越してるからどのぐらいの医者が要るんだと。今現在、確保できてる医者が何人ですよと、確実に。不足してる分が何人だから、今それをどこから補充をお願いしとるという、内容的に詳しく出してください。

○ 委員長

暫時休憩をいたします。

休 憩 10 : 41

再 開 10 : 51

○ 委員長

委員会を再開いたします。

執行部にお尋ねいたしますが、ただいま坂平委員からの要求のあっております資料は提出できますか。

○ 病院局事務長

それで、病院の医師の現状でございますが、平成19年度につきましては基本的には今常勤医師、内科医が3名、それから整形外科1名、それからあと非常勤22名という現行でやっております。これにつきましては、基本的には平成19年度も確保はできております。

それで、この確保できた上で、特に今九大から派遣しております内科医につきましてはちょっと医師としてちょっと問題が、患者さんとトラブル起こっておりますけども、こういう今度派遣されます内科医の2名につきましても、非常にいい医師を置くということにより、今よりも現状よりもいい状態での運営ができるというふうに考えております。

それで、基本的には現行の医療体制につきましては確保できてるという状況でございます。それに、ただ課題であります小児科医、それから泌尿器科医につきましては今休診中でございますが、これにつきましても今お願いをしている状況でございます。ということでございます。まず、その点を答弁させていただきたいと思っております。

それと、坂平委員から要求あっておりました比較表でございますが、現行の医療の医師の確保、医師の現状と平成19年度の医師の確保の現状、それに合わせました患者等の状況等につきまして資料を提出させていただきたいと思っております。

○ 委員長

2月の2日でもいいかどうか。

○ 病院局事務長

次回の委員会に提出させていただきたいと思っております。

○ 委員長

おはかりいたします。ただいま坂平委員から要求のありました資料につきましては、要求することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○ 委員長

御異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

ほかに質疑はありませんか。

○ 坂平末雄委員

事務長ね、今あなたが言われておるのは小児科、これと泌尿科、これについて今現在不足、医者の派遣を交渉しているということですね、ほかの医療に関する医者は確保できてるということですね。

○ 病院局事務長

基本的には、今の現状の医師の確保はできているという状況でございます。

○ 坂平末雄委員

いや、だから私が今質問しよることに答えて、的確に。私が言いよるのは、小児科と泌尿科は今交渉中ですと、ほかの医療については医者確保はできているということを今聞いているの。

○ 病院局事務長

そのとおりでございます。

○ 平山委員

もう1回いいですか。

○ 委員長

どうぞ。

○ 平山委員

今まで、現行の医療体制じゃだめやったから、どうせないかんか、ちゅうことをずっと討議してきたんでしょもん。そして、私が一番最初に言った、九大の先生が3人もう3月でやめるから、これ早急にこの病院の問題を解決しなくちゃいけないと。現行の体制ですよ、今1年間どんだけ赤字が出よんですか、潁田病院は。だから、そういう1億超す赤字が出ようとも、早く回収をしなくちゃいけないちゅうことで、皆さん一生懸命対策練って協議してきたんでしょもん。そのためには、執行部が博愛会ちゅうところが一番近道、一番早くて一番しっかりできるところだと。だから私たち議員も執行部の提案にね、ある程度ほんなら賛同しましょうと。しかし、細かい点については質問していきますよ、ちゅうことで今まで進めてきたんでしょもん。実際、この時期にですよ、今もう1月の終わりですよ。それでもまだ一緒に、現行体制のまま、これ1年間したらまた1年間、これ何億出るんですか赤字が。ね。前の院長の下におった九大の先生たちは、3月でもう自分たち帰るから患者をもう早く退院しなさい、外来で来た患者にですよ、ああ、あんたどうもないき、もう湿布だけでももうそれ帰んなさいとかね、そういういろんなことが今まであったからこそ入院患者が減り外来患者が減ってきたんでしょもん。その体制をね、もう今どっかで変えちよかな、また1年間続けよったらまたとんでもない赤字が出るんじゃないですか。そこんとこしっかりちょっと考えてください。

○ 委員長

答弁はいいですか。

○ 平山委員

答弁要らない、じゃ、もう答弁はもう言うても同じ。いい。

○ 委員長

それで執行部いいとかね、きちんと言うちよかんでいい。

○ 西川委員

ちょっと1点だけ、どうしても聞いておきたいと思うことがあります。というのは、現在の潁田病院の院長の村井院長が、院長として在籍した期間はどのぐらいありますか。

○ 病院局事務長

12年だというように聞いております。

○ 西川委員

現在の院長が院長として在職しているのは12年なんですね。その間病院の中のいろいろな改革が何回となく繰り返された経緯は御存じでしょうか。

○ 病院局事務長

過去の詳しい内容は存じておりませんが、改革されたという部分は聞いております。

○ 西川委員

院長の病院経営については、行政も努力は相当あったと思いますが、取り立てて院長の采配、院長の考え、そこでもって病院経営というのは、運営されておる病院の中の改革その他は院長

が許可をしないと改革しつつ実行できなかったという現状があることも御存じだろうと思いません。これ御存じでしょうか。

○ 病院局事務長

存じております。

○ 西川委員

存じておりますということですがね、旧穎田町の旧議会の中で、病院経営についていろいろな議論をしたときに、現在の村井院長ではどうしても改革ができないと。だから、院長を交代させるか別に考えはないのかということをお話をしてきた経緯がございます。その経緯あたりをずっと踏まえて、今後のことも、現在残して、1年残してどうこうというようなことも、そのことを踏まえた上で事務長あたりは行政の市長なり助役なりいろいろな関係の部署との相談はなされたわけではございませんか、その辺をお尋ねします。

○ 病院局事務長

これは、いわゆる助役、市長と相談した中で、来年1年間やっていただくということで決定したことでございます。

○ 西川委員

今、事務長は助役あたりと相談をしたとおっしゃるが、議会の中で現在の院長ではだめだと、この院長をかえなければどうしても改革その他病院経営は前進をしない、いい方向には向かないよという話がずっとあったものを、そのことも助役の方にははっきりとおっしゃいましたか。

○ 病院局事務長

私は院長はだめで、というお話はそれは存じておりません。

○ 西川委員

院長はだめだ、もう私名前まで挙げましたんでね、もうずっと続けて言いますが、現在の村井院長ではだめだということをしゅっちゅう言ってきています。ここに、穎田町出身の、旧穎田町の議員が4名おりますが、皆さん聞いてもらってもそうだと思うと思いますよ。それで、今の事務長も、それは聞いてませんという話にはならないと思います。

それで、もういろいろ言っても仕方がないことですが、今聞きますと村井院長をそのまま1年間残すというような話のようではございますが、何のために病院を博愛会に譲渡して新しくやっぱ体制でいこうという大筋の合意をやっておるのに、その中に12年も勤めた院長をまた残しておくということは、旧態依然とした病院経営がやっていくということにはほかならないんじゃないかなというふうに判断を私はするんですが、そこあたりはどうお考えでしょうか。

○ 助役

私の方からお答えさせていただきます。病院経営というのは、もちろん院長が非常に重要なキーポイントであることは間違いないと思っております。ただ、それと同時に事務長なりほかの職員とどういうふうな協力体系をして、病院運営をやっていくのかというのが非常に大事なことではないかというふうに考えております。

村井院長さんが、12年ほど院長をしておるということでございますが、穎田病院が赤字になったのはここ三、四年ぐらいかんと思っております。その原因につきましては、いろいろ考えられることであろうと思っております。例えば、病院の建物、あるいは地域の構造の変化、あるいは医療器具等の老朽化、いろんなもの、それから職員の努力も足りない部分があったかもしれない。そのもろもろのことが重なって、赤字経営というふうなことになったのではないかと考えております。

それで、村井院長さんが残した理由でございますが、九大から来られる医者が今村井院長も含めて3名おられるということで、2人は4月1日で引き上げをされます。そうなりますと、患者さんは残って、全く顔のわからない医者ばかりになるのはいかがなものかというのが1点と、それから院長として後の院長に引き継いでもらうというような橋渡しの役割もありますの

で、それも加味した中で村井院長さんに残ってもらった方がいいんじゃないかというふうなことを考えております。

ただし、これはまだはっきりは決まっておりませんが、村井院長さんが平成19年度いっぱい院長をされるということではございませんで、途中で現在飯塚病院が人選をされておられます方と院長はかわられるというふうなことで、それも非常に短い期間だけの院長をしてもらって、その後は飯塚病院の方からの医者が院長をされるというような計画で現在協議は進められておるといふふうにお聞きしておりますので、よろしく御理解のほどお願いします。

○ 西川委員

今の助役のお答えですが、私たちはね、もう旧町のことをいろいろ言うとうかと思うんで余り言いたくないんですが、村井院長ではどうしても病院内の改革は無理だと。それで、看護師との話し合い、医師同士の話し合い、いろいろなものを病院の中で、颯田の、旧颯田ですよ、の中で病院対策委員会とかずつつくってやっておりましたんでその中でいろいろ話をしました。ですがどうしても改革できない。それができないのであれば、町長が任命権者だから町長どうかせいというような話まで出ました。町長がしきらんとなら、町長お前がやめろと、病院長がやめるか町長がやめるかどっちかせい、というような極端な話まで出て議論をしたことが何回もあるんですよ。

そこらあたりを踏まえてもらっておれば、今後の病院の経営その他について、博愛会に移譲して新しい医師を来てやってもらうということの期待は相当持っておりますが、今の院長を残したままでの経営であれば、私たち本当の経営ができるのかという期待感が持てなくなります。そういうことを踏まえて、今執行部で考えておられる院長なり医師の派遣なりいろいろなものについてはやはり、基本合意をしているいろいろな計画を立ててやっておることをはっきりとやっぱり実行してもらおう。それで、医師がいなければ医師がおるといふ飯塚病院の系列にあることについては、医師の確保も困難ではないというふうに判断をしてやっておるんだらうと思います。医師の派遣が困難だ、また九大だ福大だどこだというようなそういう派遣の仕方でもやることじゃなかりうと思っておりますので、そこらあたりも十分考えられて今後の颯田病院の経営なり運営なり方向なりということをびしっやと踏まえていただきたいということを重ねてお願いをしておきます。というのは、事務長だけじゃなくて助役、あわせて市長にもくれぐれもその点は頭にとめ置いていただくことをお願いをして、私はきょうの質問は終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 仲野委員

1つだけちょっとお尋ねをいたしますが、今まで随分この委員会重ねてまいった経緯がありますが、その中で今も話が出ておりますが、この会議の流れってというのが何か途中で覆されたような感じを今受けます。と申しますのは、この麻生グループにこれは平成19年の4月1日から任せると、九大が全部引退するんで、引き上げるんでここに任せると。ほんで、現在休診中の各科目も復帰をしたい、そういう鋭意努力をするように交渉中でございますという話で実はこの委員会途切れております。いわゆる年末年始で報告する機会がなかったかもわかりませんが、そういうことでございます。

きょう、平山議員からの話では、その質問では中身の報告が、答弁が何かそこらあたりが狂ってるんじゃないかというような気がするんです。当初から、こういう経緯で来ましたがでも実は交渉中、現在まで話をしてきましたけども、いわゆる麻生系のそういう飯塚に任せるといふことをしておりましたけども、どうも話がうまくいかんということでこういう話の内容をかえておきますと、まず報告が先じゃなかったですか。私はそう感じるんですがね。全く知らないで、執行部だけで動いとると。それで報告だけで終わらせる、それはちょっと違うんじゃないですか、今まで皆さんの同意を得ながらここまで来たんですから。それやってもらわないかん、

中身については西川議員も平山議員さんもよく話をされておりますので私から申しませんが、その会議の流れちゅうのがどうも途中でおかしくなると。

だから、そこらあたりはどうお考えなのか、途中で何で医者を残さないかのごとなつたのか、麻生グループとどういう話がそこで途切れてしまったのか、医者が合同でも、医者は学閥があると聞きますけども入り混じっての病院運営がどうしても私どもはできないということと判断しておりましたけども、飯塚と、まあ飯塚が九大から来るかどっか、福大から来るかどっから来るか知りませんが、そういう運営ができるのかどうか、そこらあたりをちょっと、まずその経緯、流れですね、会議の流れ、今事務長が答弁されましたその病院、院長残すとか、医者の派遣が飯塚から何人来るとかという話をされましたけども、それはもう今までも会議の流れとは全く違う話ですよ。違いますか、私はそう感じます。だから、例えば執行部でどう話が変わったのかそこあたりは、私は変えてもいいと思いますけども、まずその流れの変え方を皆さんにまず報告して、それからの話じゃなかろうかと思いますが、そこら辺の答弁をお願いいたします。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:10

再 開 11:14

○ 委員長

委員会を再開いたします。

○ 病院局事務長

村井院長、今年度は九大からということでございますが、来年度に向けましては九大をやめてということでございます。ですから、九大からの引き上げについてはだれも残らないということには間違いありません。変わりありません。ただ、今後飯塚病院グループに引き継ぐ中で、医師が全部おらんごとなりますもんですから、やはり患者さんの安心ということもありますし、また飯塚病院グループの引き継ぎという関係の中でこのような形にさせていただいたという状況でございます。それで、実質的には院長としては短期間ということで、あと飯塚病院グループからの実質的な院長に引き継ぐということの中で平成19年度はやっていくということでございます。

○ 坂平末雄委員

今言われる九大から、今までは九大からのその颯田病院は出向で院長来られてたんですね。今回九大をやめられて、じゃあ市の直接の雇用という部分になるんですか。院長は。

○ 病院局事務長

今常勤医師は4名おります。この4名の医師は（「常勤じゃない、院長」と呼ぶ者あり）院長は市の職員でございます。今も。九大からの出向ですけれども、身分的には市の職員でございます。ですから、来年も市の職員ということで変わりありません。

○ 委員長

よろしいでしょうか。はい。ほかに質疑はありませんか。

○ 松本委員

労災病院のことでお尋ねをいたします。労災病院のですね、私どもが前から資料をいただいてた分については、期間ということで平成20年の4月1日から平成30年の3月31日、30年間というふうに記憶をいたしておりますんですが、きょうの資料では10年というふうになっておると思いますが、これは何か違うんですかね、私の感覚なのか。いや、以上と書いてございますが、10年以上と書いてございますもちろん。ですが、前には30年間というふうな明記があったと思うんですが、これはどういうことかちょっとお尋ねをします。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

本日提出しております基本協定の中身の中で、労働健康者福祉機構から施設を移譲受ける場合には、病院の医療業務として10年間は必ず弁分の土地で医療を継続してくださいというのが一つこの移譲に当たってのこれ約束がございます。これはうちだけじゃなくて、国立病院であろうが労災病院であろうがそういったところの業務を供する場合にそういったところを一つの、何て言いますか決め事というのがありまして、それはそこできちっと守らなきゃいけないと。その後は、これは施設の関係ですから、その後の10年以後はこれは医療の関係で今指定管理者となるところと医療は、10年後はもう医療を、10年は国の縛りがありますがそれ以後は今度うちと指定管理者とのいわゆる協定で医療を30年、ですからそこから入れると20年後ですね、まではきちっと医療を続けましょうというところ、今度指定管理者ともお約束はあるということがございます。

○ 松本委員

そうしますと、私どもが、私が認識をしておるように、30年間は飯塚市との契約の中で医療を続けてくださいと言ってるわけですよ。しかし、国とのお約束は10年ということですよ。そうしたとき、10年以上ということですが、10年以上15年でもいいですが、じゃあもし病院としてしめせんと、赤字が続いてですね、というようなことになったときには市とのお約束事は30年というのがありますので、15年でやめるとか20年でやめるということはできないというふうな判断でいいんですか。お尋ねします。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

まず、10年間は国とのこの協定結びますので、先ほど申しますように同じところで病院を続けられないという、これをもし10年以内に約束を破るとなると、これは後で譲渡契約結びますが違約というのがあります。これいわゆる市の方で何らかのことでやめるということになれば、これは違約金が取られることになる。その、違約金、どの程度かまだわかりませんが、そういったところの譲渡契約の中にそうした条項は盛り込まれております。

その後、まあそこまではうまく市の方で病院をやったとして、その後に協会との中でいろいろとまた向こうの経営のいろいろの問題が出てきたときにどうするかということが、前の特別委員会でも出ておりましたけど保証人をどうするかとかいろんなことございますので、医療はもう30年後、市の方はもう医療の構想で続けるということにしておりますので、その間についてはまた保証人がどうなるのかとか、その後指定管理者がどうなるかということはまた次の段階でのお話になると思っております。

○ 松本委員

そうしますと、いやきょう10年以上というのが出てきたんです。私どもは今言われるように30年を基準に考えてるわけです。だから、10年以上ということがここに出てきておりますので、10年以上たつて後にそういったことがあったときには国との約束は10年ですよとか、こっちとは30年ということを書いてますけれども、それは破っても、破ってもいいということはないでしょうが、権限的にこちらの約束事が守られてればいいですよというふうなことにならないように思ってるわけです。

だから、そこいら辺をお尋ねをしているので、今の御答弁では、30年というのは市との契約の中ですのでそれは守ると、守られるというふうな理解でよろしいんですね。

○ 企画調整部長

はい。もう一度再確認させていただきます。今、国の財産でございます筑豊労災病院、これの譲渡に当たって国の方は10年以上この病院の用に供するというようないわゆる規定がございます。しかしながら、飯塚市としては機構からこの労災病院を譲り受けまして市立病院として運営していく中で、飯塚市は指定管理者に対して30年以上、最低でも30年間は今の労災病院の継続、さらには充実した医療内容で飯塚市民の健康と生命を守り、そして安心して受診できるような医療機関を継続してくださいというなことをこの指定管理者といわゆる協定を結

んでいくというような内容でございます。

○ 松本委員

いや、だからそれはわかりますので、はっきりお尋ねをしているんです。30年間というのはそこと、指定管理者と飯塚市が約束をするんだからちゃんと生きるんですね。国は10年以上というようなことになってますが、その30年というのは私どもが思ってるように生きていくんですねということをお尋ねしようです。だから、生きていくなら生きていく、はいそうですねちゅうて答えて。

○ 企画調整部長

はい。そのとおりでございます。

○ 松本委員

もう1点お尋ねします。先ほど、厚生労働省から財務省へということで金額の提示がまだできないというようなお話でございましたけれども、やはりこの分野で一番大きいのは、病院をあとどうするのかということとお金の問題であろうというふうに思います。

この、きょういただきました3ページの今後のスケジュールの中でですね、ではどの辺あたりでその提示ができるのか、あといろいろ機構とその三者で話すとかいろいろここに書いてございますが、どの時点ぐらいでこのスケジュール表でいくと私どもに発表ができるのかお尋ねをいたします。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

先ほど、譲渡契約を結ぶところで大体価格は決まります。ここで言いますスケジュールの真ん中のところに、機構より厚生労働省に財産処分の認可申請を、と書いております。これが、また厚生労働省から財務省の方に申請が参ります。ですから、この6月から11月にかけて、期間的には6カ月分なりますが、早く話がいった財務省の方から認可申請がおりれば、このスケジュールから言いますと11月ごろにはもう譲渡契約の締結を考えておりますので、早くて9月か10月ごろの時期になると考えております。そのころに、大体この途中経過の中で財務省の方から厚生省、厚生省の方から機構とお話がおきてきますので、大体幾らぐらいになるといのがこの9月か10月ごろにはわかるのではないかとこのようにふんでおります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 後藤委員

今の松本委員の関連ですが、起債の申請であるんですけど、起債の申請するときに額はある程度わからないと起債の申請でできないんじゃないでしょうか。だから、こら辺には実際にはあら方の金額はお教えいただけるんじゃないかと思いますが、その確認だけで終わりますけど。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

はい。確かに、起債の申請には金額等も伴いますが、一応県の方としましても、まだそういったところの経過の中ではっきり金額出てないんであればそのとこの時期を、申請の時期もちょっと検討するというところでございます。金額についてはまあちょっと、申しわけございませんけど今、出せません。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

○ 委員長

おはかりいたします。病院・老人ホーム対策については、継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○ 委員長

御異議なしと認めます。よって、本件については継続審査とすることに決定いたしました。
これをもちまして病院・老人ホーム対策特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。